

自動証明写真機設置仕様書

1 自動証明写真機（以下「写真機」という。）の設置場所
別紙「自動証明写真機設置場所」参照

2 写真機の規格及び条件

(1) 大きさ

幅1,660mm、奥行き1,100mm、高さ2,170mm以内とする。

(2) デザイン

施設と調和するデザインとし、本市と協議の上決定する。

(3) 機能

ア 写真のサイズは、特別永住者証明書の申請、旅券（パスポート）の発給申請、運転免許証の申請、個人番号カード交付申請等に使用する証明写真に対応すること。

イ 身体障がい者や高齢者の利用に配慮し、また、車いす利用が可能な写真機とすること。

ウ 外国人の利用に配慮し、日本語のほか英語を含む多言語対応とすること。

エ 個人番号カードの電子申請に対応すること。

オ 新500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。

カ 販売価格は市場価格に準じ、適正な価格で提供すること。

キ 領収書の発行機能を有していること。

3 設置及び撤去の条件

(1) 写真機の設置、撤去、原状回復及び移設に係る費用は、すべて設置者が負担すること。

(2) 写真機の設定に当たっては、日本工業規格（JIS規格）及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を講じるとともに、本市庁舎の躯体に負担がかからないよう配慮すること。

(3) 施工に当たっては、設置予定写真機について本市と協議し、施工後に本市の確認を受けること。

(4) 貸付期間中に写真機の移設又は撤去の必要性が生じた場合は、速やかに本市の指示に従うこと。

(5) 契約期間満了の日までに写真機を撤去すること。

4 電気使用料の徴収

- (1) 写真機の運用に伴う電気使用料は、設置者が負担すること。
- (2) 電気使用料の算定に当たっては、設置者において写真機に電気使用料を計測する子メーターを取り付けるものとし、本市が定める電気量単価を乗じて得た金額とする。
- (3) 電気使用料を計測する子メーターを設置する費用は、設置者において負担すること。

5 売上状況の報告

毎年10月末日及び4月末日までに、賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上額）を報告すること。なお、売上金額に係る売上手数料は徴集しないものとする。

6 維持管理責任

- (1) 適宜消耗品を補充するとともに、金銭管理など機器の維持管理費を適切に行うこと。
- (2) 定期的に運用上の安全面について確認すること。
- (3) 写真機の故障、問合せ及び苦情等については、設置者の責任において対応するとともに、写真機本体に設置者の名称及び連絡先を明記すること。また、緊急時に対応可能な連絡先について、事前に本市に届けること。
- (4) 写真機の設置によって第三者に生じた事故が本市の責に帰さない事由による場合は、設置者が補償をすること。
- (5) 写真機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできないものとする。
- (6) 本市は、本市の責によることが明らかな場合を除き、当該写真機に係る盗難事故や破損事故等に関して一切の責任を負わないものとする。
- (7) 写真機が毀損、汚損又は紛失したときは、設置者が速やかに復旧し、このことに係るすべての経費を負担すること。

7 その他

本仕様書に定めのない事項については、石狩市と設置者の間で協議の上決定するものとする。